

函館市廃棄物減量等推進審議会委員公募実施要領

1 目 的

函館市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民意見を市政に反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

審議会の公募による委員の定数は，３人とする。

3 任 期

委員の任期は，函館市廃棄物減量等推進審議会条例第４条第２項の規定による。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間が１年未満のときは，１回に限り公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢１８歳以上の者（高校生を除く）で一般廃棄物の処理に関し，知識，経験，関心等のあるもの。

ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- （１）本審議会に委員を推薦している団体（別添団体一覧）に所属する者
- （２）本市の他の委員会の委員を２以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- （３）禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- （４）日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

別記様式の応募申込書により，郵送，ファックス，電子メールまたは持参により環境部環境推進課へ応募する。

6 広 報

募集期間等の応募に必要な事項は，市広報紙等に掲載して広報する。

7 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。

当該審議会における女性の委員の割合が、附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4(2)に定める女性登用率の目標値35%に達しない見込みで女性の応募があった場合は、公募する3名のうち2名は優先的に女性の応募者を委員として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

8 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

附 則

この要領は、平成11年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この要領は，令和 7 年 3 月 1 4 日から施行する。

(別添団体一覧)

函館市廃棄物減量等推進審議会に委員を推薦している団体一覧表

団 体 名
函館再生資源事業協同組合
函館消費者協会
連合北海道函館地区連合会
函館青年会議所
函館市町会連合会
北海道中小企業家同友会函館支部
函館清掃事業協同組合